

第 2 6 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 1 時 3 0 分より、第 2 6 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

2 番 徳田 明子	3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄	5 番 山崎 省吾
6 番 井内 英樹	7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友	9 番 辻 四一郎
1 0 番 吉田 利一	1 1 番 今村 正喜	1 2 番 小島 佳剛	1 3 番 清水 幹央
1 4 番 寺川 勝之			

（欠席委員）

1 番 欠員

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 水谷 修

（事務局）

澤田 局長 稲垣 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 北岡（囑託）

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 藤井委員から少し遅れるとの連絡をいただいております。 本日の定例総会は在任委員 1 3 名の内、現時点における出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 また、中井推進委員、北村推進委員から欠席の連絡を受けております。 それでは、議事進行につきまして、吉田会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、ただ今から、第 2 6 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、寺川委員、山崎委員のお二人をお願いいたします。 現地調査委員につきましては、中林委員と佐原委員のお二人でした。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。 本件につきましては、貸人は、遠方に居住しており管理が困難なため、借人は、現在利用されている農地が所有者の都合で利用できなくなることから代替地とするため、賃借権の設定が行われるものです。 借人は、農作業歴 8 年の方で、当該地の東側、●●●●の向かいの農地において、ビニールハウスで多肉植物を栽培されており、移転後も引き続き多肉植物を栽培されるとともに、自家消費用の野菜類を栽培される予定です。 なお、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、佐原委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原委員	報告します。去る 7 月 2 5 日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。

	番号 1 の伊勢田町・・・及び・・・の利用状況につきましては、畑として整地されており、ハウスを建てる前の準備をしている状態でした。 なお、本日確認したところ、パイプハウスが組み立てられていました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	借人の経営面積が 0 m ² なのは何故ですか。
局 長	今まで耕作されていたところは正式な貸借を結ばれていなかったもので、農地台帳上の経営面積は 0 m ² となります。
議 長	今まで耕作されていたところは農用地でもありますし、監視しないといけませんね。既に雑草が繁茂してきていて困っております。
中林委員	貸主の都合ということは、売却されるのでしょうか。都合が何かによって監視できるかどうかということですよ。
水谷推進委員	バラスは入っているんですか。
議 長	あの場所は一度、宇治市の公共事業のために土を掘って、ダンプで埋め立て処理されました。きちんと農地の土にしようと思ったら、全部入れ替えないといけません。
水谷推進委員	1 年だけ貸農園になっていました。
議 長	元々の持ち主は農業をやめているんですか。
中林委員	農家ではないんじゃないでしょうか。
中西委員	農家しか農地は持てないんじゃないですか。
局 長	以前までは、基本的にはそうです。
議 長	所有地無しからでも、3 反以上であれば購入できました。

今村委員	貸借はもうされたんですか。開始時期はいつになるんですか。
局 長	正式な貸借は許可後ですが、既に準備は進められているようです。
水谷推進委員	地図番号 2 の形が一部突き出しているのは何故でしょうか。
中林委員	鉄塔敷地になった土地の、法面として残った部分です。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	それでは、はじめに「第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。 本件につきましては、月極の露天駐車場 5 6 台分を整備するための転用で、2 筆の内、2 4 番については 4 9 台分を整備、3 1 番の 1 については 7 台分、農地外の隣接地をあわせると 1 4 台分の駐車場となります。隣接農地はありません。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 続きまして「第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について」3 件をご説明申し上げます。 番号 1 及び 2 につきましては、住宅 3 戸分を整備するための転用です。北側の隣接農地は、本件譲渡人の所有で、境界にはコンクリート擁壁等を設置し、雨水は西側境界付近に側溝を設け、南側市道の側溝へ排水されます。 番号 3 につきましては、分譲住宅 8 戸分を整備するための転用です。境界にはコンクリート擁壁等を設置、雨水は側溝を設置し、東側市道の側溝へ排水されます。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第 1 0 条第 2 項の

	規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
水谷推進委員	第2号報告の番号1及び2について、南側の道路の方が高く、当該地が低いと思いますが、盛土はされるのでしょうか。
局 長	断面図までは添付されておりましたが、南側の道路と高さが合うように整備されます。南側の道路から北に向かって進入路が設けられ、その東側に住宅が建てられる計画になっております。
水谷推進委員	全体像として、西側も含めての開発ですか。
局 長	西側の土地との境には法面ができる形で、平面図が付けられております。
議 長	委員と現地調査は行っているんですか。
局 長	行っていません。事務局だけで確認しています。
議 長	それだと状況が分かりません。前もって委員に知らせていないんですか。
局 長	担当委員には、届出が出た時点で通知しています。
議 長	担当の委員さん、どうですか。
水谷推進委員	水を流すのはどうするのでしょうか。
次 長	図面を見ますと、北側から南側に流れてきて、西側に出てから流れていくようです。写真を見る限り、それほど道路との高低差が大きくはありません。
水谷推進委員	元々この畑は、北側から水が流れているはずですよ。
次 長	おそらく、捨コンを敷くために掘った土を持っていけば、面一になる程度の高低差に見受けられます。道路部分に関しても、幾らか砕石を敷いてからアスファルト施工になりますし、持ち上げないといいますが、その範囲内だとは思いま

	す。
議 長	地元委員には前もって連絡されておりますので、申請案件のように現地調査がなくとも、通知が来た委員には現地を見ておいてもらいたいです。
中西委員	第2号報告の番号3ですが、どこから入るんですか。
次 長	東側が既に開発されており、そこから入ります。
中西委員	開発されるところから入るんですか。一間道がありますよね。
水谷推進委員	現在は広がっています。
中西委員	では、そこを横断して入るんですね。
次 長	はい。かなり地上げされており、南側から入って、地図4ページの地図番号5と記載された数字の真南あたりに家が切れているところがありますが、ここからまっすぐ入って行ってTの形に造成が出来上がっておりますので、当該地はその開発の延長になります。
中林委員	茶園の後ろぐらいで、しっかりした道になっています。
次 長	農地ではありませんが、地図番号5の西側にも開発が続くような図面になっています。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦勞様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。

(午後1時50分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____